

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、国の定めた早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となりました。

1 健全化判断比率

比率名	令和5年度	法第2条第5号及び第6号による基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.35%	20.00%
連結実質赤字比率	—	17.35%	30.00%
実質公債費比率	5.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	38.0%	350.0%	—

早期健全化基準 : 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号による基準

財政再生基準 : 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第6号による基準

2 資金不足比率

会計の名称	令和5年度	法第23条第1項による基準
		経営健全化基準
鎌ヶ谷市下水道事業会計	—	20.00%

経営健全化基準 : 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項による基準